

# 令和2年度 須坂市 中小企業振興資金 のご案内（概要版）

**固定**

**長期**

**市が保証料の一部・全部を負担**

中小企業の皆さんが事業経営資金を円滑に調達できるよう、市が金融機関に資金を預託し、金融機関を通じて低利で融資を行う制度です（長野県信用保証協会の保証が必要となります）。

## 中小企業者の範囲

▼資本金または従業員数のいずれかが該当すればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従 業 員 数
小 売 業	5千万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5千万円以下	100人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
ゴム製品製造業 <small>（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）</small>	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業 又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5千万円以下	200人以下
上記以外の産業	3億円以下	300人以下

- 農業、林業、金融・保険業等、一部対象とならない業種もあります。詳しくはお問合わせください。
- 小規模企業者：常時使用する従業員数が20人（商業またはサービス業は5人）以下の法人または個人。  
※サービス業のうち、宿泊業及び娯楽業を営む法人または個人、医業を営む法人は従業員数20人以下。

## 利用できる方

- 長野県信用保証協会や金融機関の審査結果によりご希望に添えないこともあります。
- 「利用いただけない方」もご覧ください。

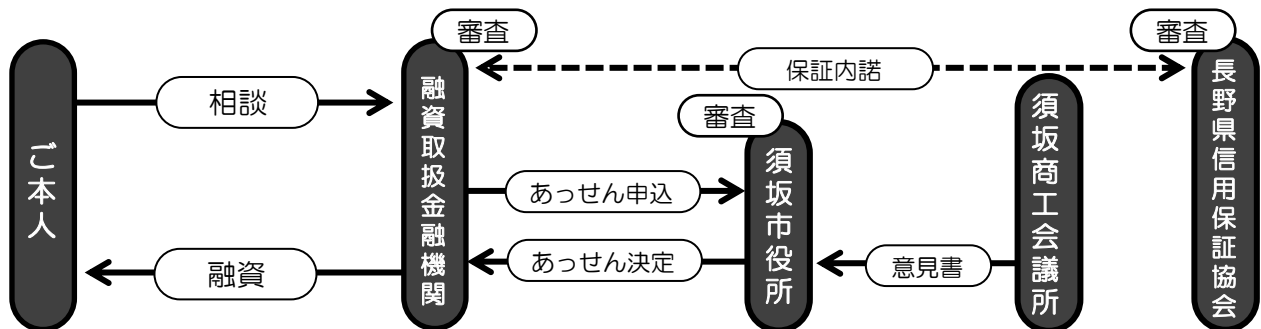
▼原則として1年以上継続して同一事業を営む、中小企業者の方がご利用いただけます。

区 分	運 転 資 金		設 備 資 金	
	市内事業所	市外事業所	市内事業所	市外事業所
法 人	商業・法人登記所在地が市内	○	○	×
	商業・法人登記所在地が市外	×	×	×
個 人	住民登録地が市内	○	○	×
	住民登録地が市外	×	×	×

- 独立開業資金は運転資金・設備資金ともに、市内に商業・法人登記がある法人、もしくは住民登録がある個人の市内での開業が対象となります。
- 設備資金は固定資産計上されるものが対象です。

## 手続きの流れ

- 窓口： 経営安定資金、独立開業資金（新規開業予定者）は須坂商工会議所  
その他の資金は市商業観光課



- 支 援 機 関
  - 須坂商工会議所 中小企業相談所 026-245-0031
  - 長野県信用保証協会 本店営業部 026-234-7271
- 取扱金融機関
  - 八 十 二 銀 行 須坂支店 026-245-1082 小布施支店 026-247-5682
  - 長 野 銀 行 須坂支店 026-245-3300 須坂南支店 026-246-5335
  - 長 野 信 用 金 庫 須坂支店 026-245-1110 墨坂支店 026-246-0511
  - 太子町支店 026-248-7521 小布施支店 026-247-3141
  - 長 野 県 信 用 組 合 須坂支店 026-245-0620 須坂南支店 026-248-3911
  - 商工組合中央金庫 長野支店 026-234-0145

# 令和2年度 須坂市中小企業振興資金

※信用保証協会の債務保証の総額が8,000万円を超えることはできない。

資金名	対象者要件	資金用途	限度額	利率(年)	返済期間( )は土地、建物等	返済方法	担保
特別小口資金※ 窓口 商業観光課	市内に商業・法人登録または住民登録のある小規模企業者	運転	2,000万円以内	1.6%	7年以内	月賦償還 (1年以内据置)	原則不要
	市内に工場若しくは店舗等がある小規模企業者	設備			10年以内		
普通資金 窓口 商業観光課	市内に商業・法人登録または住民登録のある中小企業者等	運転	5,000万円以内	2.0%	7年以内	月賦償還 (1年以内据置)	
	市内に工場若しくは店舗等がある中小企業者等	設備	1億円以内		10年以内 (12年以内)		
経営安定資金 ■須坂商工会議所経営指導員の指導を受けること 窓口 須坂商工会議所	経営安定に支障が出ており下記のいずれかの要件を満たす中小企業者等 ▼セーフティネット保証各号の認定 ▼申込み前3か月の売上が前年同期比5%以上減少 ▼申込み前6か月の売上が前年同期比3%以上減少 ▼倒産企業への回収困難な売掛金等があり、須坂商工会議所が認定した企業 ▼危機関連保証の認定	運転	5,000万円以内	1.6%	7年以内	月賦償還 (1年以内据置)	必要に応じて求める
		設備			10年以内 (12年以内)		
特別借換資金 ■市制度融資の借入金について1回限り ■既借入金の返済開始後1年以上経過していること ■同一金融機関での借換であること ■借換により従前の借入金を一括返済すること 窓口 商業観光課	複数債務の一本化等による経営改善を行う、下記の要件を満たす中小企業者等 ▼経営が健全で返済能力が確実である ▼既借入金の返済に遅滞がない ▼借換について長野県信用保証協会の制度の条件を満たすこと ▼既借入金の残債の金額に新たな資金を追加する額は既借入金の残債の額を超えないこと	運転	5,000万円以内	1.8%	10年以内	月賦償還 (1年以内据置)	
特別運転対策資金 窓口 商業観光課	市内に商業・法人登録または住民登録のある中小企業者等	運転	1,000万円以内	1.7%	1年未満	月賦償還 又は 期日一括償還	
独立開業資金 ■借入開始から1年間の利息額を市が補助 窓口 須坂商工会議所 商業観光課	新規開業予定及び開業から5年未満の中小企業者等(新規開業予定の場合は須坂商工会議所経営指導員の指導を受けること) ◎新規開業予定者(個人の限度額は運転・設備の合計で2,000万円+自己資金額の範囲内で1,500万円の最大3,500万円)	運転	2,000万円以内	1.0%	7年以内	月賦償還 (1年以内据置)	創業等関連保証及び創業関連保証を利用する場合は原則不要
		設備	3,500万円以内		10年以内		
市内転入支援資金 ■借入開始から1年間の利息額を市が補助 窓口 商業観光課	市内に移住後1年以内に市外で5年以上継続して営んでいた事業を継続するため、市内に初めて事業所等を設置する中小企業者等	運転	1,500万円以内	1.1%	7年以内	月賦償還 (1年以内据置)	
		設備	3,000万円以内		10年以内		
特別災害対策資金 ■保証料全額及び借入開始から1年間の利息額を市が補助 窓口 商業観光課	暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等の罹災証明等を受けた者	運転	通常時は利用できません(申込受付期間は発災から1年以内で市が定めます)		7年以内	月賦償還 (1年以内据置)	
		設備	5,000万円以内	0.9%	10年以内 (12年以内)		
緊急借換資金 ■市制度融資の借入金で同一金融機関での借換であること ■既借入金の返済開始後6か月以上経過していること ■借換により従前の借入金を一括返済すること ■新たな資金の追加はできない ■保証料全額及び借入開始から1年間の利息額を市が補助 窓口 商業観光課	暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害の影響を受けたことにより、経営の安定に著しい支障が出ていると認められる者で、下記の要件を満たす中小企業者等 ▼セーフティネット保証4号認定と同等の経営状況であると認められる者 ▼経営が健全で返済能力が確実である ▼既借入金の返済に遅滞がない ▼借換について長野県信用保証協会の制度の条件を満たすこと ▼複数債務の一本化等による経営改善のため、発災以前の市制度資金を1回に限り借り換えるもの(特別借換資金も対象を含む)	運転	通常時は利用できません(申込受付期間は発災から1年以内で市が定めます)		10年以内	月賦償還 (1年以内据置)	必要に応じて求める

■ 申込みに必要な書類一覧表

審査のうえで下記以外に必要となる書類を提出していただく場合があります。

提出書類	部数	内 訳 原 - 原本のみ 写 - 写し可			資 金 名									備 考			
		市	金融機関	保証協会	特別 小口 資金	普 通 資 金	経 営 安 定 資 金	特 別 借 換 資 金	特 別 運 転 対 策 資 金	独 立 開 業 資 金	市 内 転 入 支 援 資 金	特 別 災 害 対 策 資 金	緊 急 借 換 資 金				
融資あっせん申込書	4	原	原	原	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	実印捺印。1通は市から申込者へ送付します。
定款(法人のみ) (※)	3	写	写	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(※)初回申込時及び変更のあった場合
登記事項証明書 (法人のみ) (※)	3	写	原	原	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(※)初回申込時及び変更のあった場合
信用保証委託契約書	2	写	-	原	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
印鑑登録証明書 (法人・個人)	3	写	原	原	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	保証協会は金融機関の原本証明による写し可
印鑑登録証明書 (連帯保証人分)	3	写	原	原	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	保証協会は金融機関の原本証明による写し可
直近の決算書又は 確定申告書	3	写	写	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	確定申告書マイナンバー部分は消してください。
試算表又は経営状況調書 (決算より6月以上経過の場合)	3	写	写	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	決算より6月以上経過の場合に必要です。個人の場合は経営状況調書を作成してください。
勘定科目明細書 (法人)	2	写	-	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
市税完納証明書 (法人・個人)	3	写	写	原	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	納税証明書ではないのでご注意ください。
個人情報の提供に関する同意書 様式1-2(制度資金事前相談用)	1	写	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
見積書・設計図・カタログ	3	写	写	写	○	○	○				○	○	○				
(建物)建築確認済証	3	写	写	写	○	○	○				○	○	○				
(土地)売買契約書案等	3	写	写	写	○	○	○				○	○	○				土地の価格が確認できる書類
許認可証	3	写	写	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	許認可や届出等を必要とする業種を営む方
請負工事状況報告書	3	写	写	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建設業で知事又は国土交通大臣の許可を必要としない方
経営向上計画書	3	写	写	原			○										
市長特認のみ 最近3カ月 (6カ月)及び前年同期の売上げの減少が確認できる書類	3	写	写	写			○										各月々の財務諸表(試算表、売上表、総勘定元帳等)の写しまたは、税理士、公認会計士、中小企業診断士、須坂商工会議所経営指導員が証明した書類
(該当者)セーフティネット 保証認定書	3	写	写	原			○										事前に市へ認定申請をしてください。
(該当者)危機関連保証認定書	3	写	写	原			○										事前に市へ認定申請をしてください。
創業計画書又は収支計画書	3	写	写	原							○						須坂商工会議所にご相談ください。
事業を営んでいない個人であった事実を証する書類 (必要な場合)	3	写	写	写							○						源泉徴収票、確定申告書、所得証明等
開業届または登記簿謄本写し	3	写	写	写							○						
須坂商工会議所の意見書 (※)	3	写	写	原			○				○						須坂商工会議所経営指導員が経営指導、作成します。(※)独立開業資金は新規開業予定者のみ
借換対象資金の償還表	3	原	写	写					○								申込時点で返済に遅延がない旨の金融機関の証明書類(金融機関の捺印必要)
罹災証明書・被災証明書等	3	写	写	写									○				災害によって被害を受けた事実を証するものとして市町村長等が発行したもの
あっせん要件確認書	3	原	写	写													○
売上等明細表	1	原	-	-													○
																	○

・設備資金の場合は、設備完了後に「設備完了届」、「支払報告書」を提出してください。

## 利用いただけない方

- ▼金融機関から取引停止の処分を受けている方
- ▼信用保証協会で行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない方
- ▼許可等を要する業種で、これを受けずに営業している方
- ▼経営継続の見込みがない方
- ▼公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている方
- ▼営業と家計が分離していない方
- ▼市税を完納していないまたは市税の申告をしていない方
- ▼本制度を不正に利用したことがある方
- ▼その他融資をすることが不相当であると認められる方

## 対象外の経費

- ▼事業用途と認められない経費（店舗併用住宅の住宅部分、自家用車両の購入等）
- ▼自動車については貨物自動車等が対象です。ただし、事業活動への必要性が明確である車両及び車種であるときは、乗用自動車も対象とすることができます。この場合は事業所の名称または屋号を車体に記載してください（マグネットシート等、容易に脱着できるものは不可）。
- ▼投機的なものや過剰取得と認められるもの
- ▼既に支払時期が到来しているもの（期限が到来している納税費用等）

## セーフティネット保証制度について（経営安定資金関係）

◇ 市が認定を行います

- ▼この制度は取引先等の再生手続等の申請や、事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により、経営の安定に支障を生じている中小企業者に、保証限度額の別枠化等による支援を行う国の制度です。
- ▼認定の基準は1号から8号までありますが、申請が多いのは5号認定基準です（国の指定する業種に属し、次のいずれかの要件を満たすこと）。
  - ・最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している。
  - ・製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない。
- ▼4号（災害の影響）の認定基準は国が指定した地域で次の要件を満たす中小企業者が対象です。
  - ・指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
  - ・災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること。

## 危機関連保証制度について（経営安定資金関係）

◇ 市が認定を行います

- ▼この制度は内外の金融秩序の混乱その他事象が突発的に生じたため、中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認めた場合に、実際に売り上げが減少している中小企業者に、保証限度額の別枠化等による支援を行う国の制度です。
- ▼次の要件を満たす中小企業者が対象です。
  - ・金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている。
  - ・指定案件に起因して、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。

## 日本政策金融公庫の融資制度

（窓口・問い合わせ：須坂商工会議所 026-245-0031）

### 小規模事業者経営改善資金（マル経資金）

資金用途	融資限度額	利率	返済期間	据置期間	担保・保証人
運転資金	2,000万円	1.21%	7年以内	1年以内	不要
設備資金			10年以内	2年以内	

■記載事項は令和2年3月現在のもので年度途中の変更があります。

### 利用できる方（以下のすべてに該当する方）

- ▼小規模事業者
- ▼原則6か月以上商工会議所の経営指導を受けている。
- ▼最近1年以上、市内で事業を営んでいる。
- ▼所得税、法人税等の税金を完納している。
- ▼日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる。

【お問い合わせ】 須坂市役所 産業振興部 商業観光課 商業・サービス産業振興係

〒382-0077 須坂市大字須坂1295-1 シルキー2階

☎ 026-248-9005(課専用) FAX 026-248-9041 ✉ syogyokanko@city.suzaka.nagano.jp